

## 荒天時等における離職者訓練の基本的な対応について

福井職業能力開発促進センターが実施する離職者訓練の荒天時等における基本的な対応は、次のとおりです。

- 1 前日までに気象警報等又は警戒レベル4以上の避難勧告等の発令が見込まれる場合  
**当センターが所在する地域（越前市南地区）**に、翌日、気象警報等又は警戒レベル4以上の避難勧告等（以下「警報等」という。）の発令が見込まれる場合は、前日正午時点の気象庁による気象予報、他の行政機関等の判断及び公共交通機関の計画運休等を参考に、翌日の休講の要否を判断します。
- 2 職業訓練等の実施中に**当センターが所在する地域**に警報等が発令された場合又は発令が見込まれる場合

| 区分    |          | 警報等  | 対応            |
|-------|----------|--|---------------|
| 気象警報等 | 特別警報     | 「大雨特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」のいずれか1つでも発令又は発令見込み | 発令が見込まれた時点で休講 |
|       | 警報       | 「大雨・洪水・暴風警報」※、「暴風雪警報」のいずれかが発令又は発令見込み                   |               |
| 避難勧告等 | 警戒レベル4以上 | 「避難勧告」、「避難指示」のいずれか1つでも発令又は発令見込み                        |               |

※「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」の3つすべてが発令されている場合のこと。

- 3 **当センターが所在する地域**に発令された警報等が解除された場合又は発令されなかった場合

| 区分    |          | 警報等  | 対応                         |                 |
|-------|----------|--|----------------------------|-----------------|
|       |          |  | 午前6時までに解除された場合又は発令されなかった場合 | 午前10時までに解除された場合 |
| 気象警報等 | 特別警報     | 「大雨特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」のいずれか1つでも発令又は発令見込み | 原則として平常どおり訓練実施             | 原則として午後から訓練実施   |
|       | 警報       | 「大雨・洪水・暴風警報」※、「暴風雪警報」のいずれかが発令又は発令見込み                   |                            |                 |
| 避難勧告等 | 警戒レベル4以上 | 「避難勧告」、「避難指示」のいずれか1つでも発令又は発令見込み                        |                            |                 |

※「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」の3つすべてが発令されている場合のこと。

- 4 上記以外の事由により通所できない場合

(1) 災害又は事故等により、通所経路上の道路の不通又は公共交通機関の運休等により通所できない場合は、速やかに当センターに連絡してください。

なお、道路の開通又は公共交通機関が運行を再開した場合は、安全を確認した上で速やかに通所してください。

(2) その他の事由により通所できない場合は、当センターにお問い合わせください。

令和6年10月1日

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部  
福井職業能力開発促進センター

訓練課 (TEL) 0778-23-1011

総務課 (TEL) 0778-23-1010